

大分県報

令和六年
第五一四号
六月四日

（火曜日）

目次

告示

洪水浸水想定区域等の公表……………一

公告

競争入札参加者の資格に関する公示……………二

一般競争入札の実施……………三

○告示

大分県告示第三百号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定により当該区域等を次のとおり公表する。

令和六年六月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

水系名	河川名	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	備考
二級河川八坂川	八坂川	別図のとおり	「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び別府土木事務所において閲覧に供する。
二級河川丸尾川	丸尾川	別図のとおり	
二級河川金井田川	年の神川	別図のとおり	
二級河川三川	三川	別図のとおり	
二級河川江上川	江上川	別図のとおり	
二級河川新川	新川	別図のとおり	

一級河川大分川	大分川	別図のとおり	「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び大分土木事務所において閲覧に供する。
二級河川朝見川	朝見川	別図のとおり	
二級河川境川	境川	別図のとおり	
二級河川春木川	春木川	別図のとおり	
二級河川川原川	川原川		
二級河川黒川	黒川		
二級河川山王川	山王川		
二級河川阿蘇野川	阿蘇野川		
二級河川鍋倉川	鍋倉川		
二級河川花合野川	花合野川		
二級河川倉本川	倉本川		
二級河川上津々良川	上津々良川		
二級河川山口川	山口川		
二級河川平川	平川		
二級河川小槐木川	小槐木川		
二級河川福万川	福万川		
二級河川暮ヶ谷川	暮ヶ谷川		
二級河川白滝川	白滝川		
二級河川湯の坪川	湯の坪川		
二級河川芹川	芹川		
二級河川津房川	津房川		
二級河川深見川	深見川		
二級河川山国川	山移川	別図のとおり	

一級河川筑後川	金吉川 下河内川 春田川	別図のとおり	土木建築部河川課及び玖珠土木事務所において閲覧に供する。
	玖珠川 山浦川 栃ノ木川 浦河内川 板屋川 西田川 夕露川 太田川 山下川 瀬戸谷川 森川 大九郎川 谷川 書曲川 町田川		

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年六月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 調達をする物品等の種類
県立学校児童生徒・教員用タブレット端末 一式
- 二 競争入札の参加者資格
次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
 - (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
 - (五) 国税又は大分県税を滞納している者
 - (六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- 1 申請の方法
競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
 - 2 申請書の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七（五〇六）二九六五
 - 3 申請の時期
令和六年六月四日（火曜日）から同月十八日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
- 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 1 有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。
 - 2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその他の添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年6月4日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び数量

県立学校児童生徒・教員用タブレット端末 一式

(2) 納入期限

令和6年11月27日（水）

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

3 入札参加申請の方法及び期間

大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和6年6月4日（火）午前10時から同年7月8日（月）午前10時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）様式第2号）を、令和6年7月8日（月）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2966

4 入札参加資格のない者で入札を希望するもの手続

競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和6年6月4日（火）から同月18日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法

大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。

URL <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

(3) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2965

なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。

5 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2966

6 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和6年7月16日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

7 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもの

のほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

8 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

9 電子入札システムによる入札金額の入力期間

令和6年7月8日（月）午前10時から同月16日（火）午前10時まで

10 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班

(2) 提出期限 令和6年7月12日（金）午後5時までに必着のこと。

11 電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和6年7月16日（火）午前10時30分

12 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

13 入札保証金に関する事項

見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

14 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであること、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

15 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

16 最低制限価格に関する事項
設定しない。

17 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

18 仮契約の締結等

この調達に係る契約は、大分県県有財産条例（昭和39年大分県条例第28号）の規定により大分県議会の議決を要するため、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後、本契約となる。

なお、県議会の議決までの間に、2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。契約を締結しない取扱いをした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

19 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

20 Summary

(1) One set of Tablets for students and teachers of prefectural school

(2) Time limit for tender
10:00 am. 16 July, 2024

(3) Management Bureau Address
Property Management Division
Oita Prefectural Government
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501
TEL 097-506-2966